

コミュニティルーム園田運営委員会規約

第1条 (主旨)

この規約は、コミュニティルーム園田利用規約第4条に定める運営委員会（以下「本会」という。）について必要な事項を定める。

第2条 (事務局)

本会の事務局は園田地域振興センターに置く。

第3条 (目的)

本会は、次にあげる事業を行い、地域コミュニティの発展に寄与することを目的とする。ただし、政治・宗教・営利を目的とする団体は利用できない。

- 1 「コミュニティルーム園田」の事業運営。
- 2 地域コミュニティ活動の啓発・情報収集、発信。
- 3 営利を目的としない自主的な地域活動。
- 4 登録グループ間の交流支援及び地域活動との交流支援。
- 5 その他、目的達成に必要と認める事項。

第4条 (組織)

本会は、コミュニティルーム園田登録グループの代表をもって組織し、役員会と部会を置く。

第5条 (役員会及び役員)

役員会は各部会から部会長を含む3名を選出し、計12名で構成する。ただし、部会から3名の選出が困難な場合はその数を減らすことができ、その場合は理事の数を減らす。

役員会での互選により、次の役員を置き、本会の運営にあたる。任期は1年とし、再任をさまたげない。

- | | | | |
|---|------|----|------------------------------|
| 1 | 委員長 | 1名 | 本会を代表し、会務を総括する。 |
| 2 | 副委員長 | 2名 | 委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代行する。 |
| 3 | 書記 | 1名 | 議事録の作成を行う。 |
| 4 | 会計 | 1名 | 本会の会計事務を処理する。 |
| 5 | 理事 | 5名 | 本会の事業を運営する。 |
| 6 | 監事 | 2名 | 本会の会計及び事業を監査する。 |

第6条 (部会)

グループ活動目的別に、次の部会を置き、事業の推進にあたる。部会長は、部会での互選とする。

- 1 スポーツ部会（スポーツを通じた共生社会活動）
- 2 子ども青少年部会（青少年・子どもの健全育成活動）
- 3 健康福祉部会（福祉・高齢者・健康に関する活動）
- 4 まちづくり部会（環境活動・危機管理・まちづくりなどに関する活動）

第7条 (運営費)

本会の運営費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 1 会費は、登録グループ1団体につき年額500円とする。

- 2 会費は、登録時に徴収する。
- 3 会費の払い戻しは行わない。

第8条 (会議)

本会の会議は、全体会議として「総会」を、役員会の会議として「運営会議」を、部会の会議として「部会議」を開催する。総会は年1回以上開催し、運営会議、部会議は必要に応じて開催する。各会議の議決は、出席者の過半数以上の賛成によって決める。可否同数の場合は議長（総会及び運営会議は委員長、部会議は部長、又は各会議議長代行者）が決定する。

第9条 (会計年度及び会計報告)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会計報告は、毎年度の初総会において会計が行う。

第10条 (規約)

本会の規約の変更、規約に定めのない事項は、総会で協議し決定する。ただし急を要する事項や軽微な事項については、運営会議で決定することができる。

付 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月22日から施行する。

この規約は、平成21年4月21日から施行する。